

イギリスの教育改革と外国語教育

土屋 澄男

(文学部)

Britain's Educational Reform and Foreign
Languages in the School Curriculum

Sumio Tsuchiya

(Faculty of Language and Literature)

要　旨

イギリスは1988年教育法によって、現在大きな教育改革をなしつつある。その中心をなすのがナショナル・カリキュラムである。これは、初等・中等学校のための国定カリキュラムを制定し、それをすべての公立学校で実施させようとするものである。このカリキュラムでは、特に中等学校における外国語が重視されている。EU内におけるイギリスの経済的地位を挽回するには、外国語に堪能な人材の育成が必要だと考えられているからである。しかし、イギリスにおける外国語教育の前途はけわしい。

はじめに

イギリスの教育制度は日本の制度よりも複雑なので、それについて語る時には、その範囲を限定しておく必要がある。

まず、地域的に、ここに述べる範囲を主としてイングランドとウェールズに限定する。北アイルランドはイングランドとほぼ同じ制度に従っていると考えてよいが、スコットランドはやや異なる制度をもっている¹。

次に学校の種類であるが、大きく公立学校 (maintained schools) と私立学校 (non-maintained schools) に分けられる²。後者の大部分は独立学校 (independent schools) と呼ばれ、その多くは旧パブリック・スクールを含むエリート校である³。しかし独立学校の生徒数は全体としては少なく、1988年の統計によれば、初等学校 (primary schools)

と中等学校 (secondary schools) のUK全体の全在籍者数の6.8パーセントを占めるにすぎない。したがって、これらをイギリスの代表的な学校と言うことはできない。イギリスを代表するのは、大多数の小学生・中学生が通学している公立学校である。ここで述べることも、主として、一般の公立学校における外国語教育に限定される。

1. 1988年教育改革法の成立

イギリスは1944年、第2次大戦末期に、今世紀で最も重要と言われる教育法 (1944 Education Act) を成立させた⁴。これによってイギリスの教育制度は近代化され、戦後の教育はこの法案の精神にそって行われた⁵。

しかし戦後40年をへて、イギリスは大きな経済的・社会的变化を経験し、その変化に対

応すべく、保守党は1944年の改革につぐ一大教育改革を断行した。それが1988年の教育改革法 (1988 Education Reform Act) の成立である。

1988年教育改革法の主な改正点は次のようである。

(1) 義務教育段階の公立学校に共通のナショナル・カリキュラム (the national curriculum) を実施させ、7, 11, 14, 16の各年令における指定教科の達成目標を設定し、その結果を学力テストによって評価する。中央政府の教育担当大臣 (the Secretary of State for Education) はそれらを実施する権限をもち、ナショナル・カリキュラムの設定と評価を監督する委員会 (National Curriculum Council) を設ける。地方教育庁 (Local Education Authorities)⁶、学校監督者 (school governors)⁷ および校長 (head teachers)⁸ は、すべての公立学校においてナショナル・カリキュラムが適正に行われるようしなければならない。

(2) 地方教育庁や学校監督者が設定する公立学校への生徒収容定員は、収容可能な人数を下回ってはならない。収容人員に余裕がある限り、親はどの学校へも子供を入れることができる。⁹

(3) 地方教育庁は、財政と人事に関する定められた任務を学校監督者または校長に委譲しなければならない。

(4) 生徒数300人以上の公立学校は、親の投票による過半数の賛成が得られるならば、教育担当大臣の承認を得て、地方教育庁の財政的監督・統制から抜け出て国の助成学校 (grant-maintained schools) となることができる。このタイプの学校は中央政府から直接に助成金をもらい、それ自体の施設を所有し、独自に教職員を雇うことができる¹⁰。

(5) ポリテクニック (polytechnics) および他の特定の高等教育機関を、地方教育庁の

統制から離して、教育担当大臣の任命する監督者委員会 (boards of governors) の指示により、独立法人 (free-standing statutory corporations) とする¹¹。

(6) 教育担当大臣はシティー工業技術大学 (city technology colleges) に助成金を出す権限をもつ¹²。

(7) 高等教育への助成金は、大学助成委員会 (Universities Funding Council) とポリテクニック・大学助成委員会 (Polytechnics and Colleges Funding Council) が管理し、教育担当大臣から直接支給される助成金を分配する。両委員会は政府から独立して、大学等への助成金の配分の期間や条件を定める権限をもつ。その委員会の構成員は教育担当大臣が任命し、大学等の関係者は40パーセントないし60パーセントとなるようとする。

以上に挙げた改正点から、1988年教育改革法の特徴を一言で言うならば、中央政府の教育担当大臣（日本の文部大臣に当たる）の権限の大幅な強化ということである。1944年教育法は、地方教育庁に大きな権限をもたせることによって、それぞれの地域に合った公教育を推進しようとした。それによって、これまでパブリック・スクールを中心としてエリートのみが独占していた教育を、すべての国民のための教育に変革しようとした。そしてその目標は1970年代にはほぼ達成されたのであるが、その結果、中央政府の教育に対する権限が著しく制限されることになった。そこで、1988年教育改革法において、サッチャーを首相とする保守党政権は、教育における中央政府の権限を強化することによって、ビクトリア時代の競争原理を教育にも適用するという、いわゆる「サッチャリズム」の総仕上げを行ったわけである¹³。したがって、こんどの教育改革は極めて政治的な意図をもってなされたというのが、大方の見方である。

2. ナショナル・カリキュラムの導入

1988年教育改革法の中でも特に重要な位置を占めるのがナショナル・カリキュラムの導入である。

1944年の教育改革以来、初等・中等学校におけるカリキュラムの決定は、形式的には地方教育庁によって、実質的には各学校長の裁量によってなされ、中央政府は全くこれに関与できなかった。必修科目として指定されたのは宗教教育 (religious education)¹⁴⁾だけで、それも親が希望すれば、子供はそれを受けなくてもよいようになっていた。そのため、学校カリキュラムの編成と内容は、地域により、また学校により、かなり多様なものとなった。

もちろん、さまざまな制約のために、かなりの共通性もあった。たとえば教育一般証明試験 (General Certificate of Education)¹⁵⁾、大学入学資格要件、親の要求などを無視するわけにはいかなかったからである。たとえば、ナショナル・カリキュラムが導入される前の1984年におけるイングランドの中等学校第4・5学年の生徒が履行していた教科の時間配分は、教育科学省 (Department of Education and Science 1987)によれば表1のようである。

表1. 1984年の中等学校第4・5学年に
おける教科の時間配分（平均）

教 科	時間配分
English	13%
Mathematics	13%
Science	16%
Technology	4%
Foreign language	5%
History/geography	10%
Art/music/drama/design	7%
Physical Education	8%
Others	23%

これに対して、1987年に教育科学省によって提示されたナショナル・カリキュラムの1例では、上と同じ中等学校4・5学年の生徒が履行すべき教科と時間配分は表2の通りである。

表2. 中等学校4・5学年のためのナショナル・カリキュラム（例）

教 科	時間配分
English	10%
Mathematics	10%
Science	15%
Technology	10%
Foreign language	10%
History/geography	10%
Art/music/drama/design	10%
Physical Education	5%
Others	20%

表1と表2を比べてさほど大きな差はないとも見えるが、前者がさまざまなカリキュラムの平均であるのに対して、後者はすべての生徒に提供される同一のカリキュラムであることに注目しなければならない。つまり、日本の文部省が作成する学習指導要領によって日本のすべての公立学校のカリキュラムが規制されるのと同じように、イングランドとウェールズの公立学校のカリキュラムが、中央政府の教育担当大臣の権限によって、同一のカリキュラムにすべて統一されるわけである。

表2は、1988教育改革法の審議のためにナショナル・カリキュラムの1例として示されたものであり、その時間配分まで確定しているわけではない。しかし、ナショナル・カリキュラムで取り上げる教科は次のように定められている。

すなわち、ナショナル・カリキュラムは、それ以前の宗教教育のほかに、3つの中心教科 (core subjects) と8つの基礎教科 (foundation subjects) から構成される。中心教科は数学、英語（またはウェールズ語）、

理科の3つで、これらは5歳から16歳までの義務教育のすべての生徒に教えられる。基礎教科は歴史、地理、技術、音楽、美術、体育の6教科が義務教育のすべての段階で教えられ、ウェールズ語を話さないウェールズ地域では、ウェールズ語が基礎教科となる。もう一つの基礎教科が現代外国語で、これは11歳から16歳までの中等学校の全生徒に、全期間にわたって(5年間)履修させることになっている。

表3は以上を一覧にしたものである。

表3. ナショナル・カリキュラムの教科

中 心 教 科	基 础 教 科
Mathematics	History
English	Geography
Science	Technology *
Welsh (ウェールズでウェールズ語を話す学校)	Music Art Physical Education A modern foreign language (11 - 16歳生徒) Welsh (ウェールズでウェールズ語を話さない学校)

*法案では'Technology'が使われたが、教科名としては'Design and Technology'が一般に使われる。

以上に概略を述べたナショナル・カリキュラムの実施は、1989年から始まり、1997年に完結することになっている。しかしながら、その実施はスムーズに進行しているとは言い難い。1988年教育改革法は、保守政権による政府の教育への権限の拡大をねらったものであることは明らかであり、これに対する教育学者や教員組合からの批判と反発も極めて大きい。ナショナル・カリキュラムの施行に伴って、7, 11, 14, 16の各年令の生徒たちを対象として、カリキュラム評価のための学力

テストが実施されることになっていたが、これが教師たちによってほとんどボイコットされ、実施計画の見直しが行われている¹⁰⁾。したがって、このカリキュラムの実施にはまだかなりの糾余曲折が予想される。

3. ナショナル・カリキュラムにおける外国語教育の理念

各地域の学校が実際にどれだけの時間をナショナル・カリキュラムに割り当てているかは明らかではないが、ナショナル・カリキュラム案として表2に示された例では、中等学校第4・5学年(14-16歳)における外国語の時間配分は全体の10パーセントとなっていて、表1に示された1984年当時のイングランドにおける同学年の外国語平均時間数の割合5パーセントの2倍となっている。このことは、中等学校カリキュラムにおける外国語の地位が従来よりも格段に強化されることを意味する。

ナショナル・カリキュラムに外国語を基礎教科として取り入れる必要性については、1988年に教育科学省から出された政策説明に詳しく述べられている。その要旨を以下にまとめる。

1) 国内と国外を問わず、現代外国語の技能は、仕事や個人の生活において価値ある資産である。外国人と外国語でコミュニケーションすることによって利益を得るのは当人だけではない。国家も経済的・文化的利益を得る。貿易、観光、外交、科学、その他の分野において活躍の場が開かれるからである。かくてイギリスは、EUの一員として、さらに有効な働きをなすことができる。

2) 外国語の学習は、実用的な技能だけでなく、教育的利益をもたらす。それは言語や言語学習の本質への洞察を与え、他の国々の文化や生活様式の理解を助ける。このことは、

国際関係が広範で複雑な国においては、特に重要である。言語学習はまた、学習への組織的・積極的取り組みを促進させ、能力や理解力を獲得する満足感を味わわせてくれる。

3) このように、外国語学習は個人のニーズにも国家のニーズにも資するものであるが、現在その利益が十分に認識されていない。多くの貿易大国に比べて、わが国には外国語を使える人が極めて少ない。わが国の繁栄は海外貿易に頼っているにもかかわらず、ビジネスはすべて英語だけで行おうとしている。北米や英連邦はそれでもよいが、わが国の輸出の60パーセントを占めるのは西ヨーロッパである。非英語国でも英語が通用してはいるが、もっぱらそれに頼るのはビジネスの機会を狭めることになる。

4) このような状況を作っている原因は複雑であるが、雇用主をはじめ、社会全体が現代外国語の使用価値を認識していないことが大きな要因である。外国語学習に対するこのような否定的な態度は自滅的である。若い人たちが外国語の技能を重要な資産と見るようにならなければ、それが使えるようになるまで追求しようとしないであろうし、後になって、その子供たちにも熱心にすすめることはしないであろう。このような悪循環を断ち切るために、教育的・通商的見地から、現代外国語教育の効果を高めることが必須である。

以上の理念に基づいて、この政策説明書は次の3つの目標を導き出す。

- 一 大多数の生徒が中等学校義務教育の期間を通して少なくとも1つの現代外国語を履修すべきであり、現在よりも多数の人がそれを超えて学習を継続するようにしなければならない。
- 一 現在よりも多くの生徒がフランス語以外の外国語（たとえばEU諸国の大半の言語）を第1外国語として履修すべきである。

一 さまざまな能力をもつ生徒に対して、外国语によるコミュニケーションの水準を高めるべきである。

そしてこれらの目標を達成するためには、地方教育庁、学校、外国语教師、および教員養成担当者の努力が必要であるとしている。

4. 外国語教育教育の現状と課題

これまで見てきたように、現在イギリスにおいて実施されつつあるナショナル・カリキュラムは、中等学校の外国语を基礎教科することによって、義務教育段階のすべての生徒に少なくとも1つの外国语を履修させ、履修させる外国语ができるだけ多様化し、外国语によるコミュニケーションの水準を高めようとするものである。イギリスにおける外国语教育の必要性は、おそらく、EUにおけるイギリスの政治的・経済的地位の変化ということと関係がある。かつて大英帝国として世界を制したこの国も、第2次大戦後は米国にその主導権を奪われ、1970年代のオイルショックによって、その経済的地位の凋落は目を覆うばかりである。今やそのGDPはイタリアにも抜かれて、EUの中でも貧乏国になり下ってしまった¹⁷⁾。当然にEU内におけるイギリスの発言力も低下し、英語がEUの共通語となる期待は薄れてしまった。EU内ではフランス語、ドイツ語、イタリア語、スペイン語が依然として広く通用しており、イギリスもEU内で英語だけで押し通すことに困難を感じ始めたわけである。

しかしイギリス教育界の現状を見る時、教育科学省が政策説明で述べているような目標を達成するのは必ずしも容易ではないように思われる。

困難な理由として、まず第1に、これまでの外国语の履修が実質的に中等学校の最初の3年間に限られていることである。多くの生徒が第3学年の終りに学習を放棄してしまう。

16歳まで外国語の学習を継続する生徒はわずか5分の2程度であり、特に男子生徒の大多数が脱落してしまうと報告されている。その原因は、この国ではこれまで外国語に低い地位しか与えられていなかったこと、教科内容が文学に偏っていること、また、第4・5学年においては大多数の学校で外国語を選択教科としていることが挙げられる。さらに、提供される外国語がほとんどフランス語に限られていることも一因となっている。

では16歳以後の教育はどうであろうか。義務教育終了後に大学進学希望者が行く第6学年 (the sixth forms) では、通常2つの外国語が提供される。しかしその履修者は極めて少ない。その原因是、大学進学に要求されるAレベル (A-level) の試験が全般に極めて高度なので、外国語を専攻する生徒以外は、自分の志望専攻分野で要求される2つか3つの科目に集中して学習する¹⁹⁾。そのためにじっくりと外国語に取り組む余裕がないのである。

ちなみに、1993年6月に行われたAレベル試験において、外国語を受験した者の数は表4の通りである。

表4. 1993年Aレベル外国語受験者数

外国語	受験者数	Aレベル総受験者数に対する割合
フランス語	29,637	4.1%
ドイツ語	10,830	1.5%
スペイン語	4,845	0.7%
その他の外国語	4,462	0.6%

表4から、Aレベルの外国語の受験者数は、すべての外国語の受験者数をたしても、総受験者数の6.9パーセントにしかならないことがわかる。しかもその受験者の約4分の3が女子であると言われる。外国語は、イギリスでは、完全に女子の教科となってしまっている。これらの事実からも、イギリスにおける外国語がいかに低い地位しか与えられていないかをうかがい知ることができる。

最後に、イギリスの初等学校における外国語教育を見てみる。

まず、ウェールズでは大多数の小学生が英語とウェールズ語の2つの言語を学んでいる。その場合、英語を母語とする生徒にとってはウェールズ語が第2言語であり、ウェールズ語を母語とする生徒にとっては英語が第2言語となる。これはかっての1言語政策の苦い経験から来ているので、ウェールズにおける2言語政策は概して成功しているようである。しかし、ウェールズにおける英語またはウェールズ語は第2言語であって外国語ではない。ウェールズにおいても、フランス語やその他の外国語教育は、イングランドと同様に中等学校から始まる。

イングランドで初等学校から外国語を始めて成功している例が少数はあるが報告されている。それはミドル・スクール (middle schools) における実践である。公立のミドル・スクールは通常9歳から始まり、中等学校までつながる。1988年の統計によれば、初等学校とみなされるミドル・スクールはイングランドに586校存在する。これは全初等学校数の2.3パーセントに当たる。それらの中に、11歳以前に外国語の履修を始めて成功している例がある。その成功の理由は、教育科学省の1988年政策説明によれば、上級学校との連続性が確保されており、良い教師が確保されているからだという。上級学校との連続性と良い教師による指導が成功の条件だとすれば、ミドル・スクールの成功例が一般の初等学校に適用できるものではないことは明らかである。この考えは、日本的小学校における外国語教育を考える際にも、十分に考慮すべき点であろう。つまり、外国語学習年齢の引き下げは、学校制度そのものの見直しを前提とするということである。

以上をまとめると、イギリス保守党政府は国策として外国語教育を大きく前進させようとしているが、現在のところ、中等学校と第6学年においてどれだけ多数の生徒に外国語の実質的な履修をさせるかという課題が目前に横たわっており、初等教育の外国語までは手が回らないというのが実情である。

注記

- 1) スコットランドには独自のスコットランド教育省 (Scottish Education Department) があり、本稿に述べる1988年教育改革法はスコットランドには適用されない。
- 2) 'Maintained School' は政府や地方教育庁の経費で運営される学校。'Non-maintained School' は政府や地方教育庁からの補助を受けずに、授業料収入などで運営する学校。最近は一般に 'Private School' と呼ばれることが多い。
- 3) 'Public School' は、特にイングランドで、伝統的なエリート校をさす。しかし、実際には私立校で、最近は 'Independent School' と呼ばれるのが普通である。
- 4) この法案は第2次大戦末期に議会で審議され、1944年7月に成立した。この法案は、5歳から16歳までを義務教育とすること、義務教育を無償とすること、その財源を中央政府と地方自治体が分担すること、地方教育庁 (Local Education Authorities) が地域の学校の運営に責任を持つことなど、戦後のイギリスにおける教育の方向性を定める重要なものであり、また当時としては極めて大胆な改革であった。この法案を取りまとめるのにバトラー (R. A. Butler) の力が大きかったので、今に至るまでその名が記憶されている。
- 5) 1944教育法は、戦後の保守党と労働党政権の交替にもかかわらず、国民的支持の下に遂行された。16歳義務教育の達成は、1973年までかかったと言われる。
- 6) 'Local Education Authority' はイングランドとウェールズにおける政府機関の一部で、それぞれの地域の日々の教育運営に責任をもつ。1944年教育法ではこの機関に大きな権限が与えられたが、1988年改革法ではこの機関の権限が大幅に削減されることになった。LEAと略されることが多い。
- 7) 'School Governor' は学校管理機関の長で、公選または互選される。現在、各学校は必ずこれを置かなければならない。
- 8) 'Headmaster' は、こんどの改正でLEAの権限が大幅に縮小されたので、その分だけ権限が拡大された。特に学校財政の管理運営の責任が大きくなった。
- 9) 1988年教育改革法の1つの大きな特徴は、親の学校選択権の拡大であると言われる。これによって学校間に競争原理を導入し、学校の質的向上を図ろうとするものである。
- 10) 1992年の総選挙の時点で、イングランドとウェールズの25,000の初等・中等学校のうち 219 校が 'grant-maintained status' を獲得した。政府はこのタイプの学校をさらに増やす計画である。
- 11) 'Polytechnic' は、職業的訓練を目的とした大学レベルの高等教育機関で、1968年に制度化された。1992年の高等教育法 (1992 Further and Higher Education Act) によって、他の一般の大学と同様に、それ自体で学位を出すことができるようになった。
- 12) 'City Technology College' は、私企業のスポンサーと政府助成金によって設立される。いわゆる「産学協同」の大学である。
- 13) ロンドン大学の経済学教授・森嶋通夫は、サッチャー前首相を「歴史の車輪を逆転させる女」と評し、サッチャリズムを「反福祉主義」と定義している。(森嶋通夫『サッチャー時代のイギリス』岩波新書)

- 14) 'Religious Education' は1944教育法以来初等・中等学校の必修教科であるが、以前はキリスト教教育だけが考えられていた。しかし現在のイギリスの宗教は多様化し、どんな宗教教育を行うべきかについての世論のコンセンサスは今のところない。
- 15) イングランド、ウェールズ、北アイルランドで現在行われているこの種の試験は、16歳生徒に対する 'General Certificate of Secondary Education' (GCSEと略す) である。これは従前の0レベル試験に代わるもので、A～Gの7段階に判定される。
- 16) イギリスは教員組合の力が強く、1993年に実施された14歳生徒対象の学力テストは、実施率わずか5パーセントであった。そこでこの計画の見直しが必要となり、デアリング卿 (Sir Ron Dearing) による調停案によって調停が図られている。
- 17) 1993年におけるイギリスのGDPは、EU諸国の平均を下回っている。EUの平均を100とした場合、UKは98である。
- 18) 'GCSEの後、大学進学志望者は A レベル試験を受ける。A レベルのコースは2年間で、多くは第6学年 (そのための独自した学校もある) に在籍する。生徒は通常3科目を取り。A レベル試験はA～Eの段階に評価され、希望する大学に入るためには、3科目または2科目で良いグレードを取らなければならない。この試験は非常に程度が高く、日本の大学の一般教育終了程度と言われる。目下、これは現状に合わないとして改革が検討されている。

参考文献

- Carpenter, Clive (Ed.), *The Guinness UK Data Book*, Guinness Publishing, 1992.
- Barber, Michael, *The Making of the 1944 Education Act*, Cassell, 1994.
- Chitty, Clyde, *The Education System Transformed*, Baseline Book Company, 1992.
- Department of Education and Science, *Modern Foreign Languages to 16*, Her Majesty's Stationery Office, 1987.
- Department of Education and Science/Welsh Office, *Modern Languages in the School Curriculum:A Statement of Policy*, Her Majesty's Stationery Office, 1988.
- Emerson, Chris, and Goddard, Ivor, *All about the National Curriculum*, Heinemann Educational, 1989.
- Lawton, Denis, *The Education Reform Act : Choice and Control*, Hodder & Stoughton, 1989.
- Maclure, Stuart, *Education Re-formed*, Hodder and Stoughton, 1988.
- Statham, June, and Mackinnon, Donald, *The Education Fact File (Second Edition)*, Hodder and Stoughton, 1991.
- 森嶋通夫, 『サッチャー時代のイギリス』岩波新書, 1988.